

DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務仕様書

1. 業務名

DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務

2. 業務の目的

本町はデジタル技術を有効活用し、行政サービスの改革を推進するとともに、町民生活の質を向上させるための「DX 推進戦略」を策定し、令和 6 年度中に DX 推進のための具体的な事業の検討を開始することを目指している。

本業務は、専門的知識及び経験を有する外部の専門組織等に、本町に伴走しながら DX 推進戦略の策定支援並びに本町において実施すべき DX 事業の選定支援業務を委託するものである。

3. 履行場所

隠岐の島町役場本庁舎のほか、受注者が用意する場所で隠岐の島町の承認を得た場所

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日

5. 業務内容

本業務の遂行にあたっては、自治体 DX に関する専門的知識・技術を有する DX 推進アドバイザーを 1 名以上選任し、以下の項目を実施するものとする。なお、(1) から (4) までの業務にあたり、2 回程度の本町訪問によるヒアリング・打合せ(計 40 時間程度)と計 20 時間程度のウェブ会議を想定している。

また、選任された DX 推進アドバイザーは、本町へ訪問して本業務を実施する際は、必ず同行すること。

なお、DX 推進アドバイザーとは、次の要件を全て満たす者とする。

- (ア) 自治体 DX に関する専門的知識・技術を有し、自治体等に対し支援等の実績がある者。
- (イ) 自治体のデジタル関連支援として過去に現地滞在を含めた伴走型支援を自ら行った経験がある者。

(1) 全庁ヒアリングの実施

現在、本町において抱えている課題の整理を行うためのヒアリングを、全課の担当者を対象として、各課最低限 1 回開催する。(初回ヒアリングは現地にて実施することとし、2 回目以降についてはウェブ会議による実施を想定している)

また、初回ヒアリングを実施する際は、ヒアリング対象者に対し、本事業についての説明会も併せて実施すること。

(2) DX 推進に向けてのヒアリングシート作成

ヒアリング実施後、各課の課題を整理したヒアリングシートを作成すること。

(3) 課題解決に向けた企画提案

(ア) 各課が DX による課題解決に取り組む上で、具体的な解決策を企画提案書としてとりまとめること。また、作成した企画提案書については、本町へ訪問して報告会を開催し、担当課に対して十分に内容を説明すること。

(イ) 企画提案の内容について、各担当課と協議の結果、実現に向けた検討が必要と認められた場合は、事業策定までの継続した支援を行うこと。

(4) DX 推進戦略の策定支援

5. 業務内容(1)-(3)にて実施した内容を踏まえ、分析・整理し、今後の本町における DX 推進の指針となる DX 推進戦略の策定を支援すること

6. 成果物

(1) ヒアリングシート (データで提出)

(2) 企画提案書(データで提出)

(3) DX 推進戦略 (案) (データで提出)

(4) 業務実績報告書 (令和7年3月31日までにデータで提出)

7. 注意事項

(1) 本業務の実施にあたり、他団体における先進技術の活用による業務効率化等、DX 推進の実施実績に基づき、本業務の意図、目的を十分理解したうえで実行すること。

(2) 本業務の実施にあたり、詳細な内容については、あらかじめ発注者と協議するとともに、不明な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、必ず発注者の指示を受けて実施すること。

(3) 受注者は、町の担当者との打ち合わせや連絡に柔軟に対応すること。

(4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(5) 本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、発注者及び受注者両者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

(6) DX 推進アドバイザーが本町の調達に関与することはない。よって DX 推進アドバイザーの派遣元の事業者が本町のプロジェクトに関連する調達案件の入札に対して参加を制

限されることはない。

- (7) 本町における DX 推進に関連するアドバイザーとの支援範囲の明確化、すみ分けについては、本業務開始前に本町と協議することとし、円滑な DX 推進アドバイザー業務の実施を図ることとする。
- (8) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様である。